

就学制度の改善について（平成26年4月 生野区役所）

<概要版>

生野区における小学校及び中学校の教育環境が抱える3つの大きな課題を解消するとともに、児童生徒や保護者のニーズに応え特色ある学校づくりを進め、学校教育を活性化し、よりよい教育環境を作るため、就学制度の改善として、学校選択制の導入、指定校変更*¹基準の拡大を行います。

中学校における学校選択制の導入（特定地域選択制）

【実施時期】平成27年4月から

【希望できる方】東側エリアの小学校下に居住し、区内の中学校に入学する方

<対象となる小学校>中川小、東中川小、小路小、東小路小、巽小、北巽小、巽南小、巽東小

【希望できる範囲】東側エリアにあるすべての中学校

<対象となる中学校>大池中、新生野中、東生野中、新巽中、巽中

中学校における指定校変更基準の拡大（部活動）

【実施時期】平成27年4月から

【希望できる方】区内中学校に入学する方（全校区）で、進学先中学校にない部活動を希望する方

【希望できる範囲】区内全中学校

小学校における指定校変更基準の拡大（通学距離の短さ）

【実施時期】平成27年4月から

【希望できる方】区内小学校に入学する方（全校区）

【適用条件】自宅玄関から通学区域校*²の正門までの直線距離が概ね400m*³以上あり、通学区域校よりも近くに別の学校がある場合（ただし、区内に限ります）

ご注意ください！

- ◆ 新入学時のみ（転入生は1年生のみ）希望できます。
- ◆ 住所地により指定される通学区域校*²を希望する場合は必ず就学可能です。
- ◆ 学校選択制実施校においては、まず選択制による希望者が優先されます。
- ◆ 通学区域校*²とは別の学校への就学を希望し、その学校の受入可能人数*⁴を超えた場合は、希望者の中から公開抽選で就学者を決定します。抽選に漏れた場合は、住所地により指定される通学区域校に就学していただきます。
- ◆ 自転車通学はできません。

取組計画の概要

| | | 西側エリア | 東側エリア |
|--------|-----|---|--|
| 対象校 | 小学校 | 北鶴橋小、御幸森小、鶴橋小、東桃谷小、勝山小、林寺小、生野小、田島小、舍利寺小、生野南小、西生野小 | 中川小、東中川小、小路小、東小路小、巽小、北巽小、巽南小、巽東小 |
| | 中学校 | 勝山中、生野中、田島中、鶴橋中 | 大池中、新生野中、東生野中、新巽中、巽中 |
| 平成27年度 | | — | (1) 中学校における学校選択制の導入 (特定地域選択制) |
| | | | (2) 中学校における指定校変更基準の拡大(部活動) (3) 小学校における指定校変更基準の拡大(通学距離の短さ) |

(平成31年度(見込み) 区内全中学校における学校選択制の導入)

東西エリア

現在の校区や通学の安全などを考慮し、図の中央を横切る勝山通と、中央やや左を縦断する今里筋を中心に、大きく東西に分けた地域です。

用語注釈

*1 「指定校変更」

「指定外就学」は、制度改正により平成26年4月1日から「指定校変更」となりました。

*2 「通学区域校」

規則に基づいて行政が指定する就学校。原則として住所地により予め決定されています。

*3 「400m算定の考え方」

低学年児童の歩行速度を大人の標準歩行速度80m(毎分)の2/3程度と想定し、通学に概ね10分以上を要する区域を、実際の歩行ルートなどを勘案して直線距離で概ね400mと規定。

標準歩行速度は「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」から引用しています。

*4 「受入可能人数」

学校の教室数や次年度の入学予定者数を考慮し、学校と区で協議し教育委員会事務局が決定し公表します。